

経営概要書

法人名：

秋田空港ターミナルビル 株式会社

(株7)

1 法人の概要

代表者職氏名	代表取締役社長 前川 浩	資本金	750,000千円	所管部課名
設立年月日	昭和53年11月10日	県出資額及び比率	250,000千円 (33.3%)	観光文化スポーツ部交通政策課
設立目的	第4次秋田県総合開発計画に基づく高速交通体系整備の一環として、激増する航空運輸需要に応えるため、大型ジェット機が就航可能な新空港の建設が進められ、これに伴い今後飛躍的に増加する航空利用者に十分対応し、また、秋田県の「空の玄関」に相応しい旅客ターミナルビルを建設し、その運営にあたる会社を設立したものである。			
事業概要	空港ターミナルビル（旅客ビル・貨物ビル）の所有賃貸及び運営管理、航空旅客・航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供、旅行用日用雑貨及び観光土産品の販売、広告・宣伝及び広告代理業			
関連法令、県計画	空港法、秋田県総合交通ビジョン			

2 令和3年度事業実績

売上高は846,708千円（前期比14.8%増）となり、不動産事業収入は、レストラン等テナントの電気料など管理費収入の減により494,333千円（前期比2.0%減）、直営事業収入は、直営売店の客単価及び立寄り率のアップなどにより296,810千円（前期比57.2%増）、付帯事業収入は、個人待合室の利用客の増加などにより55,564千円（前期比23.9%増）となった。売上原価は、売上増に伴い212,446千円（前期比55.2%増）、販売費及び一般管理費は、前期に更新した搭乗待合室内のロビーチェアの備品費などが減ったものの、水道光熱費（15.3%増）、ビル管理経費（8.8%増）等の維持管理費が増加したことから、全体として564,013千円（前期比1.2%増）となり、結果、営業利益は70,249千円、経常利益は97,202千円、当期純利益は128,667千円となった。

＜事業目標・実績＞

項目	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
売上額（千円）	目標	1,238,082	923,000	1,119,708
	実績	737,794	846,708	—
空港利用者（イベント等）の増（人）	目標	4,000	4,000	4,000
	実績	0	0	—
顧客満足度指数	目標	75	75	75
	実績	78	74	—

3 組織

①役員数(R4.7.1現在)

(単位:人)

区分	取締役		監査役		役員報酬
	R3	R4	R3	R4	
常勤	3	3	1	1	支給対象者 (R3年度) 8人
内、県退職者	2	2			
内、県職員					平均年齢 58.7歳
非常勤	7	7	2	2	
内、県退職者					平均報酬年額 (R3年度) 2,175千円
内、県職員	1	1			
計	10	10	3	3	
内、県関係者	3	3			

②職員数(R4.4.1現在)

(単位:人)

区分	R3	R4	正職員
正職員	10	10	平均年齢 42.1歳
内、県退職者			
出向職員			平均勤続年数 14.1年
内、県職員			
臨時・嘱託	31	31	平均年収 (R3年度) 5,427千円
内、県退職者			
計	41	41	
内、県関係者			

③取締役会回数

令和2年度	令和3年度
6回	5回

4 財務

①損益計算書

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度
売上高	737,794	846,708
売上原価	136,872	212,446
売上総利益	600,922	634,262
販売費及び一般管理費	557,338	564,013
人件費(売上原価含む)	174,408	171,897
営業利益(損失)	43,584	70,249
営業外収益	56,410	26,953
営業外費用		
経常利益(損失)	99,994	97,202
特別利益	27,791	9,369
特別損失	51,509	7,271
法人税、住民税・事業税	20,409	△29,367
当期純利益(損失)	55,866	128,667

＜主な経営指標＞

項目	令和2年度	令和3年度	増減※
経常収支比率(経常収益÷経常費用)	114.4%	112.5%	△1.9
流動比率(流動資産÷流動負債)	1159.5%	770.7%	△388.8
自己資本比率(純資産計÷負債・純資産計)	91.7%	90.6%	△1.1
有利子負債比率(有利子負債÷純資産計)			

※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

②貸借対照表

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度
流動資産	1,136,746	1,251,541
固定資産	2,348,145	2,416,182
資産計	3,484,891	3,667,723
流動負債	98,041	162,389
短期借入金		
固定負債	190,771	180,587
長期借入金		
負債計	288,812	342,977
資本金	750,000	750,000
利益剰余金等	2,446,079	2,574,746
純資産計	3,196,079	3,324,746
負債・純資産計	3,484,891	3,667,723

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

＜退職給与引当状況(単位:千円)＞

要支給額	引当額	引当率(%)
53,912	53,912	100.0%

5 県の財政的関与の状況

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	支出目的・対象事業概要等
補助金	6,468	8,156	空港保安対策事業 他
委託費			
指定管理料			

◎法人の行動計画(平成30年度～令和3年度)

県関与のあり方	継続	見直しの方向性	安定的経営に向け、経営改善の取組を維持するとともに、公益的事業の安定実施に努める。
課題	利用促進協議会等と連携し、「空港の利用促進と賑わいづくり」を図るほか、「お客様満足度の向上」、「経営基盤の一層の強化」を目標とし、着実に取組を進める。		
取組	県及び利用促進協議会等と連携しながら、利用促進策を展開するとともに、ビルに入居する航空会社やテナントを含めた空港全体でCS（顧客満足）向上に向けた取組を推進するほか、関係機関と連携しながら地域活性化に努める。 【平成30～令和3年度】定期利用者数（千人）H30:1,340、R1:1,380、R2:1,420、R3:1,460		
実績	〔定期利用者数（千人）〕平成30年度：1,331 令和元年度：1,294 令和2年度：273 令和3年度：415 ※令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画策定時の値である目標値との間に大きな乖離が生じている。		

I 自己評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(C)	4 財務状況	A
旅客ビル、貨物ビルの航空保安に努めるとともに、航空機利用者の安心、安全、快適確保を目的として運営に努め、県及び秋田空港利用促進協議会と連携しながら、搭乗者数の維持拡大や二次アクセスの向上に努めた。		株主総会の下に取締役会を設置し、取締役会は四半期ごとに定期的に開催した。また、監査役及び会計監査人による監査を定期的に実施し、内部統制の適正化を図った。		新型コロナウイルスの感染予防のため、例年実施している開港記念イベントや空の日まつりは中止となったが、空港スタンプラリーと絵画コンテストは実施した。また、施設設備の計画的な更新を行い、CSの推進に努め、直営売店ではレジの移設により拡張した販売エリアを活用し更なる売上拡大に務めたほか、県や市が実施した売上に寄与するクーポン事業等を活用した。		売上高が直営売店の客単価及び立寄り率のアップや個人待合室の利用客の増加などにより前期を上回ったほか、法人税等調整額の加算もあり、当期純利益は黒字を確保することが出来た。	

II 所管課評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(C)	4 財務状況	A
秋田空港は、三大都市圏等と本県とを直接結ぶ重要な交通機関であり、本県の交流人口拡大に大きく寄与している。また、空港ターミナルビルは、空港法の空港機能施設の一つであり、公共的な役割は大きい。		取締役会が四半期ごとに定期的に開催されている。常勤役員が3名いるほか、部門毎に必要な職員が配置されており、業務が円滑に執行される体制が整っている。また、監査役及び会計監査人による監査が定期的に実施されるとともに、内部統制も適正に行われている。		新型コロナウイルス感染症の影響による各種イベントの中止に伴い、目標を達成することはできなかったが、施設設備の計画的な更新を行い、空港利用者の利便性の向上や顧客満足度の上に努めている。		直営売店の売上増などにより、売上高が前期を上回ったほか、雇用調整助成金などの公的支援の活用などにより、当期純利益は黒字を確保しており、健全な経営状況にある。	

Ⅲ 外部専門家のコメント

新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、前期より国内線航空旅客数は増加し、直営事業及び付帯事業は前期を上回り売上高は増収となった。新型コロナウイルス感染症の影響が少ない前々期に比べると見劣りはするが営業利益70百万円、経常利益97百万円と安定した経営状況と言える。利益剰余金も十分あり財政状態も良好である。

IV 委員会評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(C)	4 財務状況	A
三セクの行動計画上は「本来県が実施すべき事業を主たる事業とする法人」に位置づけられている。空港ターミナルビルは、空港法の空港機能施設の一つであり、県が管理する空港本体と不可分一体の機能を持ち、公共的な役割は大きい。		常勤の役職員がおり、組織体制は整っている。		売上額は目標に到達しなかったものの、自治体の需要喚起策もあり令和2年度からは回復している。新型コロナウイルス感染症の影響により、各種イベントが中止となり、空港利用者は目標を達成できなかった。顧客満足度指数も目標に届かなかった。		新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高は低迷しているものの、営業利益及び経常利益、当期純利益は黒字を維持している。従来から利益水準が高く、利益剰余金も十分で、経営基盤は安定している。	

V 前年度委員会評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(C)	4 財務状況	A
評価結果を受けて実施した経営健全化に向けた対応（概要）							
施設設備の計画的な更新を行うなど、CSの推進に努めた。また、直営事業では、売店の販売エリアを活用した特設コーナーの設置や自治体が実施する売上増に寄与する事業（クーポン事業）への参加により売上の拡大に努めたほか、雇用調整助成金を活用するなど、経営健全化に努めた。							

法人名 秋田空港ターミナルビル（株）

①令和4年度計算書類等

法人所管課 交通政策課

定 款

第一章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、秋田空港ターミナルビル株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 秋田空港ターミナルビルの所有賃貸及び運営管理
- (2) 航空旅客、航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供
- (3) 飲食物、旅行用日用雑貨、観光土産品の販売
- (4) 郵便切手、収入印紙、煙草、酒類、薬品及び石油類の販売
- (5) 食堂及び喫茶業の経営
- (6) 広告、宣伝及び広告代理業
- (7) 駐車場運営業
- (8) 損害保険代理業及び貸自動車業
- (9) 航空思想の普及及び旅行案内に関する事業
- (10) その他前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を秋田県秋田市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、秋田市において発行する秋田魁新報に掲載してこれを行う。

第二章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は30万株とする。

(株券の発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

- 2 当社の発行する株式はすべて記名式とし、その株券は1株券、10株券、100株券、500株券及び1,000株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を必要とする。

(株式の取扱い)

第9条 当会社の株式の名義書換え、質権の設定、移転、消滅、その他変更の登録、信託の表示、変更又はその抹消、株券の再交付、株式譲渡承認の請求等に関する手続き及び手数料については、取締役会の定めるところによる。

(届け出)

第10条 株主、質権者又はその法定代理人及び法人の代表者は、その氏名又は商号、住所及び印鑑を当会社に届出るものとする。その変更があったときも同様とする。

第三章 株 主 総 会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後から3カ月以内に召集し、臨時株主総会は、必要の都度これを召集する。

2 株主総会の招集通知は、会日の1週間前までに株主に対し、これを発するものとする。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその議長となる。

(決議方法)

第14条 株主総会の決議は、法令及び本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

3 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印して、これを10年間会社で保存する。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は1名とする。

2 株主または代理人は、その代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第四章 取締役及び取締役会

(員数)

第16条 当会社の取締役は13名以内とする。

(任期)

第17条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(相談役及び顧問)

第19条 取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。

(取締役の欠員)

第20条 取締役に欠員が生じた時は、補欠選任を行う。ただし、業務の執行に支障がないときは、取締役会の決議をもって次の株主総会又は次期改選期までこれを延期することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役相談役1名、取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役1名及び常務取締役若干名を定めることができる。

(取締役の職務権限)

第22条 取締役会長並びに取締役社長は、取締役会の決議を執行し、当会社の業務を掌理する。

2 専務取締役は、取締役会長並びに取締役社長を補佐し、当会社の業務を掌理し、取締役会長並びに取締役社長に事故あるときは会長及び社長の職務を代行する。

3 常務取締役は、取締役会の決議をもって定めるところに従い、業務を分掌する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し、これを発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、その期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。

2 取締役が提案した決議事項について、取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

3 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印して、これを 10 年間に会社で保存する。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めがあるもののほか、取締役会が定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（同法第 2 条第 15 号に定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第五章 監査役及び監査役会

(員数)

第 29 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。

(任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(選任方法)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の欠員)

第 32 条 監査役に欠員が生じた時は、補欠選任を行う。ただし、法定の数を欠くことなく業務の執行に支障がないときは、取締役会の決議をもって次の株主総会又は次期改選期までこれを延期することができる。

(常勤の監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選任する。

(監査役会の招集手続)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対し、これを発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、その期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

2 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印して、これを 10 年間に会社で保存する。

(監査役会規程)

第 36 条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めがあるもののほか、監査役会が定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 37 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任は、法令が規定する額とする。

第六章 会計監査人

(選任方法)

第 39 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において、別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任限定契約)

第 41 条 第 41 条 当社は、会社法第 4 2 7 条の第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任は、法令が規定する額とする。

第七章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 43 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月末日とする。

(利益配当金)

第 44 条 株主配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主又は質権者に支払う。

(配当金等の除斥期間)

第 45 条 利益配当金及び諸交付金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお、受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

第八章 附 則

(会社創立の際発行する株式)

第 46 条 当社は、設立の際額面株式 3 万 4 千株を発行する。

(発起人の氏名及び住所)

第 47 条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式は、次のとおりである。

額面株式	12,500株
住 所	秋田市山王四丁目1番1号
氏 名	秋田県知事 小畑勇二郎

額面株式 2, 5 0 0 株
住 所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
氏 名 秋田市長 高田景次

額面株式 1, 0 0 0 株
住 所 河辺郡雄和町石田字上大部 1 4 0 番地の 1
氏 名 雄和町長 工藤清一郎

額面株式 1, 0 0 0 株
住 所 秋田市山王三丁目 2 番 1 号
氏 名 株式会社秋田銀行取締役頭取 前田實

額面株式 7 5 0 株
住 所 秋田市大町一丁目 2 番 6 号
氏 名 株式会社秋田魁新報社取締役社長 倉田儀一

額面株式 7 5 0 株
住 所 秋田市旭北錦町 4 番 5 8 号
氏 名 秋田中央交通株式会社 取締役社長 渡邊靖彦

額面株式 2 5 0 株
住 所 秋田市八橋戊川原 6 4 番の 2
氏 名 秋田県共済農業協同組合連合会会長理事 土肥大四郎

額面株式 3 5 0 株
住 所 秋田市旭北錦町 1 番 4 7 号
氏 名 秋田商工会議所会頭 松本修二

附則（経過措置）

1. この定款の変更は、昭和 57 年 10 月 1 日から実施する。ただし、第 29 条、第 30 条、第 31 条の削除については決議の日から実施する。
2. この定款の変更は、平成 4 年 6 月 29 日から実施する。
3. この定款の変更は、平成 6 年 6 月 27 日から実施する。
4. この定款の変更は、平成 8 年 6 月 26 日から実施する。
5. この定款の変更は、平成 11 年 6 月 30 日から実施する。
6. この定款の変更は、平成 15 年 6 月 20 日から実施する。
7. この定款の変更は、平成 17 年 6 月 27 日から実施する。
8. この定款の変更は、平成 18 年 6 月 30 日から実施する。
9. この定款の変更は、平成 27 年 6 月 23 日から実施する。
10. この定款の変更は、令和 2 年 6 月 25 日から実施する。

以上は、秋田空港ターミナルビル株式会社の定款である。

秋田市雄和椿川字山籠 4 9 番地
秋田空港ターミナルビル株式会社
代表取締役 前川 浩

株 主 名 簿 一 覧 表

- | | |
|----------------|-------|
| 1 会社が発行する株式の総数 | 30万株 |
| 2 発行済株式の総数 | 7万5千株 |
| 3 当期末株主総数 | 19名 |
| 4 株主の状況 | |

(令和4年4月1日現在)

No	株 主 名	持株数	出資比率	摘 要
1	秋 田 県	25,000	33.3%	
2	秋 田 市	8,000	10.7%	
3	A N Aホールディングス株式会社	7,800	10.4%	
4	日 本 航 空 株 式 会 社	7,500	10.0%	
5	株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	7,000	9.3%	
6	株 式 会 社 秋 田 銀 行	3,600	4.8%	
7	株 式 会 社 北 都 銀 行	3,600	4.8%	
8	株 式 会 社 秋 田 魁 新 報 社	1,500	2.0%	
9	羽 後 交 通 株 式 会 社	1,500	2.0%	
10	秋 田 中 央 交 通 株 式 会 社	1,500	2.0%	
11	日 本 通 運 株 式 会 社	1,500	2.0%	
12	東 北 電 力 株 式 会 社	1,500	2.0%	
13	株 式 会 社 秋 田 放 送	1,000	1.3%	
14	秋 田 テ レ ビ 株 式 会 社	1,000	1.3%	
15	秋 北 バ ス 株 式 会 社	1,000	1.3%	
16	秋 田 商 工 会 議 所	500	0.7%	
17	全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	500	0.7%	
18	秋 田 臨 海 鉄 道 株 式 会 社	500	0.7%	
19	東 部 瓦 斯 株 式 会 社	500	0.7%	
合 計		75,000	100.0%	

秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法 人 名 : 秋田空港ターミナルビル 株式会社

時 点 : 令和4年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	代表取締役社長	前川 浩	秋田県理事
2	専務取締役	舩屋 修美	監査委員事務局長
3	取締役	結城 研	ANAホールディングス㈱
4	取締役	石黒 道人	秋田県観光文化スポーツ部長
5	取締役	鎌田 潔	秋田市副市長
6	取締役	橋本 茂男	日本航空㈱秋田支店長
7	取締役	佐川 博之	株式会社魁新報社代表取締役社長
8	取締役	渡邊 綱平	秋田中央交通㈱代表取締役社長
9	取締役	保坂 英明	秋田銀行 執行役員本店・八幡ヶ丘駅前本店営業部長
10	取締役	保坂 幸悦	秋田銀行 執行役員本店営業部長
11	常勤監査役	佐藤 真	
12	監査役	齋藤 善一	羽後交通㈱代表取締役社長
13	監査役	星 憲太郎	株日本政策投資銀行東北支店次長
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

令和4年度予算（案）について

様々な業種に大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルスの収束が依然として見込めない中で、経営体質の更なる強化を図っていくため、売上拡大の取組みと経費の抑制を深化させるとともに、予算執行に当たっては、機動的・弾力的に運用していく。

1 航空旅客数の見込み

(1) 国内便（定期便）

令和3年度は、新型コロナウイルスの影響により航空旅客数は低迷し、前年度比では48.0%増と見込まれるものの、令和元年度比では31.4%に止まっている。今後、ワクチン接種の拡大や治療薬の普及など「新たな日常」の定着に伴い、航空旅客数は増加していくものと見込まれるものの、従来水準に戻るにはあと数年はかかると想定される。

こうしたことから、令和4年度の航空旅客数は、2年目の中期経営計画数値を20%下回る60%と見込むこととする。

(2) 国際便（チャーター便）

令和4年度のチャーター便の運航は、現時点では見込んでいない。

2 基本方針

昨年9月30日で新型コロナウイルス感染に係る緊急事態宣言地域等の指定が全面解除され、10月以降は航空旅客数も増加に転じ、好調に推移していたものの、年が明けてから新型コロナウイルスの第6波に見舞われ、再び旅客数の低迷が続いていたが、国は3月21日でまん延防止等重点措置を解除した。今後は、ワクチン接種の更なる進展や経口治療薬の普及などと相まって、人流も一定程度活発になっていくものと見込まれる。

令和3年度の経営状況は、中期経営計画で令和元年度の50%と見込んでいた航空需要が31.4%と大幅に下回っているにも関わらず、営業利益は中期経営計画の73百万円には及ばないものの、昨年度の43百万年を大幅に上回る額を確保できる見通しとなっている。

令和4年度の営業利益は、航空需要を60%と見込み110百万円を目指す。

このため、来年度は、これまで行ってきた「稼ぐ力の強化」を更に推進するとともに、「空港に足を運んでいただく」工夫を凝らしながら、お客様が快適に過ごせる空間づくりにも力を入れていく。

「稼ぐ力」の更なる強化を図る具体の取組みとしては、個人待合室の移転新設や直営売店「あ・えーる」における需要予測に基づく商品管理等を推進していくとともに、にかほ市と連携した池田修三氏の作品展示や「続おしゃれな秋田犬」の実施などによる集客力の向上、業務の効率的な執行に取り組んでいくものとする。

3 損益の見通し

不動産事業収入は、昨年 10 月に出店したテナント分については通年分を算定しているが、それ以外の項目については例年どおりの計上としている。直営事業収入は、航空旅客数の見通しをもとに、本年度実績見込みである立寄り率 50%及び客単価 2,500 円等により算出している。付帯事業収入については、新たな大口の広告枠獲得等を、個人待合室は移転新設効果を加味した。その結果、売上高は前年度比 32.0%増を見込んでいる。

支出のうち、人件費については再雇用社員の退職分を減じたが、待遇改善や勤務時間増による各種手当の増加、社員の中途採用分の計上によりやや増えたものの、令和元年度よりは下回っている。ビルの維持管理経費については、可能な限り節減に努めたが、建物劣化診断やユニバーサルデザイン診断に基づく改修などにより昨年度に比べ増加している。事務的な経費については、例年並みに計上した結果、全体で販売費・一般管理費は前年度に比べて 15.7%の増加となっている。

その結果、通期の営業利益は 109 百万円と見込んでいる。

なお、様々な物価上昇や光熱費等の上昇が経費の増大につながり、営業利益に大きな影響を及ぼすことが懸念されるとともに、各種工事においても予定通りの工期からずれ込むことも危惧される。

4 主な実施事項

(1) 個人待合室移設等工事

現在の個人待合室を旧「レストランそら」跡地に移転新設し、提供座席数を拡充するとともに、お客様へのサービス向上を図る。

・ 工期 5 月中旬～9 月下旬 ※10 月初旬のオープンを目指す

・ 概算工事費 5 千万円

・ サービスの拡充

①提供座席数の拡充 (60 席→70 席)

②カフェラウンジ、メインラウンジ、個室ブース(2 部屋、各 4 人定員)、男女別専用トイレの設置

③より上質な飲み物の提供、日本酒の試飲

④伝統工芸品の展示

⑤県内作家の絵画や池田修三氏の版画を展示

※別添パース図参照

(2) 建物劣化診断

国内線ビルが建築後 40 年を経過することから、建物の基礎部分に使用する鉄骨について劣化度の診断を行い、今後の建替えの資料に資する。

(3) 施設設備の更新等

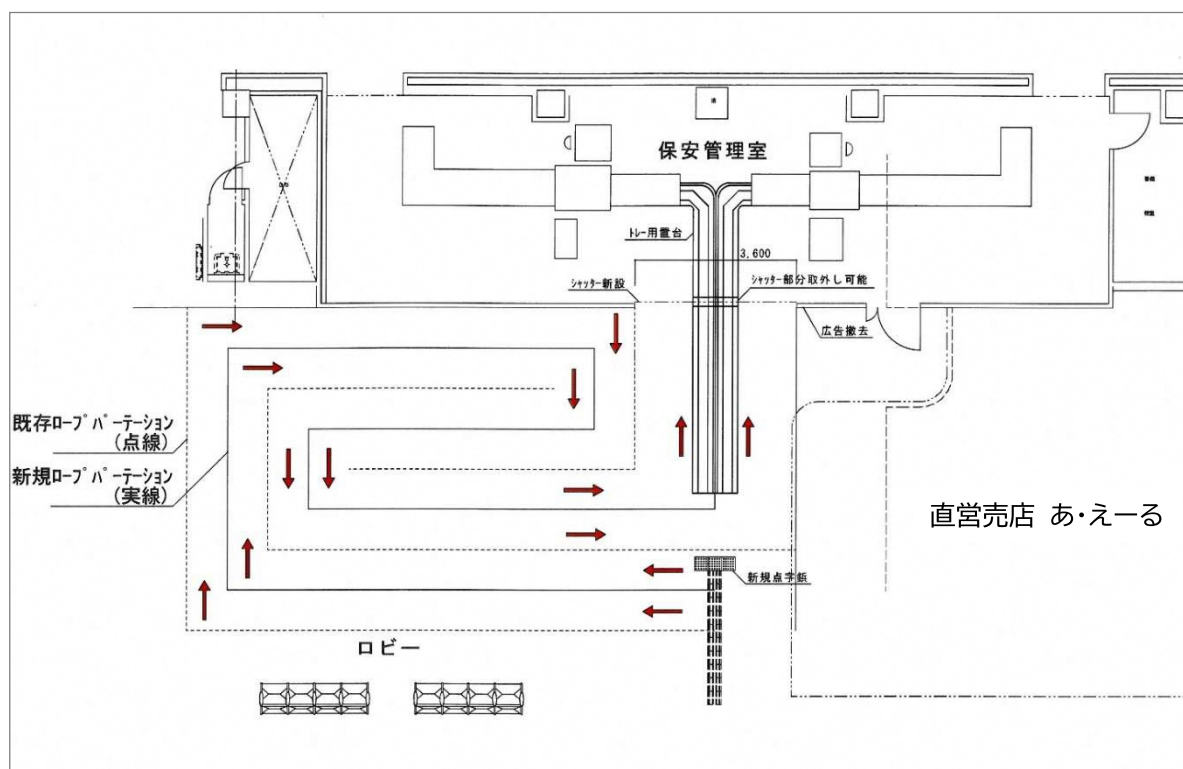
お客様に安全安心な快適環境を提供するため、国内線保安検査場入口を拡張して 2 列化する工事を実施するとともに、経年劣化している施設設備を計画的に更新する。

- ①国内線 2 階保安検査場入口改修
- ②運航情報表示システム (FIDS) 更新
- ③旅客ビル 2 階コンコース床改修
- ④空調機インバータ・冷温水二次ポンプ更新

◆国内線 2 階保安検査場入口改修について-上記①

新型コロナウイルスの感染リスクを低減するため、保安検査場の入口を拡張し2列で入場できるよう改修する。また、お客様が検査荷物のトレイをスライドしながら移動できるようテーブルを配置する。

- ・工事費（見込み） 4,500 千円 ※半額は国からの補助金を活用
- ・完成予定時期 令和4年5月末



(4) 直営売店「あ・えーる」の効率的・効果的運営

- ①需要予測に基づく商品管理等
- ②商品開発や企画販売による販売促進
- ③秋田舞妓等による定期的な日本酒の試飲会開催

(5) 集客イベントの開催

昨年、新型コロナウイルスの影響により 1 年延期となった県が実施する秋田空港開港 40 周年記念式典を、例年実施している「開港記念イベント」と合わせ共催により実施する。

秋田市中心部から離れている当空港にとって、県民や秋田市民に空港を身近に感じ、親しみをもってもらうことは今後ますます重要であり、航空機利用者だけでなく、多くの皆さんが楽しめるイベントを順次企画し、実施する。

①秋田空港開港 40+1 周年記念イベントの開催

②にぎわい広場等を活用したにかほ市との連携や「続おしやれな秋田犬」をテーマとした企画展の開催

③絵画コンテストやスタンプラリーの実施

(6) ICT を活用した業務効率化の推進

本年度から取組んでいるペーパーレス化を更に進めていくため、電子決裁システムを導入し、業務の効率化を図る。また、直営売店「あ・えーる」において需要予測に基づく商品発注等の取組みを進めていく。

(7) 働きがいのある職場づくり

社員が健康で意欲を持って業務に取り組めるよう、「健康経営優良法人」の認定を継続するとともに、持続可能な地域社会の実現を図るため、新たに SDGs 達成に向けた取組みを実施する。

①健康経営の推進

②SDGs 達成に向けた取組みの実施

以 上

令和4年度損益予算及び設備投資予算並びに資金繰り計画（案）

1 損益予算

（単位：千円）

科 目	金 額	不動産事業部門	直 営 事 業 部 門	総務管理部門	R3年度決算見込	前年度比較
売 上 高	1,119,708	625,511	494,197	－	847,992	132.0%
不 動 産 事 業 収 入	544,315	544,315	－	－	495,624	109.8%
賃 貸 収 入	133,765	133,765	－	－	118,955	112.5%
施 設 使 用 料 収 入	319,132	319,132	－	－	291,784	109.4%
管 理 費 収 入	91,418	91,418	－	－	84,885	107.7%
直 営 事 業 収 入	494,197	－	494,197	－	297,493	166.1%
売 店 売 上	494,197	－	494,197	－	297,493	166.1%
免 税 店 売 上	－	－	－	－	－	－
付 帯 事 業 収 入	81,196	81,196	－	－	54,873	148.0%
売 上 歩 合 収 入	3,444	3,444	－	－	2,592	132.9%
広 告 収 入	29,968	29,968	－	－	26,079	114.9%
個 人 待 合 室 収 入	46,469	46,469	－	－	25,522	182.1%
そ の 他 収 入	1,315	1,315	－	－	678	194.0%
売 上 原 価	355,018	394	354,624	－	213,564	166.2%
売 店 仕 入	354,624	－	354,624	－	213,406	166.2%
ロイヤルスカイ仕入	394	394	－	－	158	249.4%
売 上 総 利 益	764,690	625,117	139,573	－	634,427	120.5%
販売費及び一般管理費	654,692	424,272	116,179	114,241	565,988	115.7%
人 件 費 等	177,420	32,439	77,320	67,661	173,009	102.5%
旅 費 交 通 費	5,000	560	500	3,940	3,227	154.9%
水 道 光 熱 費	69,124	66,244	2,880	－	57,712	119.8%
ビ ル 管 理 維 持 費	71,585	71,585	－	－	50,766	141.0%
清 掃 費	41,124	41,124	－	－	40,033	102.7%
消 耗 品 費	20,020	7,522	8,588	3,910	12,322	162.5%
修 繕 費	24,585	23,040	1,545	－	8,787	279.8%
支 払 手 数 料	26,018	2,351	14,407	9,260	20,459	127.2%
租 税 公 課	30,338	22,120	15	8,203	29,445	103.0%
交 際 費	929	70	34	825	578	160.7%
広 告 宣 伝 費	2,420	－	100	2,320	2,120	114.2%
業 務 委 託 費	7,675	844	3,400	3,431	4,652	165.0%
減 価 償 却 費	138,311	131,252	4,778	2,281	133,199	103.8%
そ の 他 経 費	40,143	25,121	2,612	12,410	29,666	135.3%
営 業 利 益	109,997	200,845	23,393	△ 114,241	68,438	160.7%

（注）千円以下は、切り捨てています。

法人名 秋田空港ターミナルビル（株）

②令和3年度計算書類等

法人所管課 交通政策課

第 4 4 期 報 告 書

自 令和 3 年 4 月 1 日
至 令和 4 年 3 月 3 1 日

事 業 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

秋田空港ターミナルビル株式会社

事業報告

1. 会社の現状に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における全国の航空旅客数は、前期に引き続き、新型コロナウイルスの影響により低迷し、多くの定期就航便が減便されるなど大変厳しい状況となっている。

秋田空港においても、首都圏等に緊急事態宣言地域等の指定やまん延防止等重点措置が適用されたことにより、観光やビジネスにおける人の移動が縮小したものの、ワクチン接種の拡大などもあり、運航回数は前期に比較して 34.0%増加している。

その結果、国内線航空旅客数は 415,402 人で、前期比 52.3%増（142,731 人増）と前年を大きく上回ったものの、前々期との比較では、約 7 割減と依然として厳しい状況が続いている。

路線別にみると東京羽田線は 68.6%増（107,320 人増）、名古屋中部線は 25.9%増（5,886 人増）、札幌千歳線は 37.1%増（10,737 人増）、大阪伊丹線は 29.2%増（18,788 人増）と全ての路線で前期を上回っている。

国際線は、定期便・チャーター便とも運航はなく、国内チャーター便を加えた全体の航空旅客総数は、前期比 52.2%増の 415,672 人となった。

①国内定期路線（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

				(前年同期比) (前々年同期比)	
東 京 線 (ANA)	160,703 人	(54.9%増)	(△70.2%)		
東 京 線 (JAL)	103,139 人	(95.5%増)	(△68.1%)		
計	263,842 人	(68.6%増)	(△69.5%)		
名古屋(中部国際)線 (ANA)	28,643 人	(25.9%増)	(△60.9%)		
札 幌 線 (ANA)	20,306 人	(5.4%増)	(△66.4%)		
札 幌 線 (JAL)	19,376 人	(100.2%増)	(△66.5%)		
計	39,682 人	(37.1%増)	(△66.4%)		
大阪(伊丹)線 (ANA)	46,835 人	(55.9%増)	(△56.8%)		
大阪(伊丹)線 (JAL)	36,400 人	(5.8%増)	(△70.4%)		
計	83,235 人	(29.2%増)	(△64.0%)		
合 計	415,402 人	(52.3%増)	(△67.7%)		
				(142,731 人増)	(△871,330 人)

②国内チャーター便（同）

フジドリームエアラインズ	270 人	鹿児島/高知/南紀白浜 (6 便)
--------------	-------	-------------------

総 計 415,672 人 (52.2%増、142,606 人増)

当期における部門別事業の状況及び経営概況は、次のとおりである。

<不動産事業>

賃貸料収入については、新型コロナウイルスの影響により、航空旅客数が引き続き大幅に減少しているため、前期と同様、航空会社や入居テナントから家賃の減免要請があり、施設使用料及び賃貸料や管理費の一部を減免したほか、売上歩合制家賃の減少により減収となっている。

※航空会社に対する減免額 第1四半期 11,738 千円、第2四半期 5,869 千円、
下期 11,738 千円 合計 29,345 千円

工事については、館内の新型コロナウイルス対策として、秋田県の補助事業を活用し、国内線ビル内の抗ウイルス・抗菌コーティング施工や西側通用口の自動ドア化、到着口逆流防止ゲート自動開閉化工事を実施している。

また、空港のにぎわい創出に向け、多くの人に足を運んでもらう取組みとして、3階資料室等の改装工事を行い、送迎デッキと一体となった開放的なカウンタースペースや、貴重な一等航空整備士の養成訓練用トライスターのcockピットの設置などを行い、航空機ファンや利用者にとどまらず、多くの県民・市民に親しまれる空間となっている。

<直 営 事 業>

直営売店は、前期のような新型コロナウイルスの影響による1か月以上にも及ぶ全面休業がなかったことや、航空旅客数の大幅な増加と相まって、お客様が売店に立ち寄る割合（立寄り率）が50%、客単価が2,571円と前期及び前々期を上回ったこと等から、売上が大きく伸びている。

◆直営売店の売上状況

	売上高(千円)	客単価(円)	立寄り率(%)
令和元年度	589,474	2,318	39
令和2年度	163,913	2,492	49
令和3年度	264,050	2,571	50
(前年同期比)	(61%増)	(79 円増)	(1 ポイント増)
(前々年同期比)	(55%減)	(253 円増)	(11 ポイント増)

(注) 売上高は店舗内のレジ売上額で、Eコマ売上及び売掛金は含まれていない。

また、レジの移設により拡張した販売スペースを活用して、特設コーナーの設置や新商品の販売にも取り組み、さらなる売上の拡大に努めたところである。

加えて、「秋田市生活応援・プレミアム付商品券」、県の「ふゆわりクーポン」や「はるわりクーポン」に参加するなど、売上増に寄与する事業も活用したほか、

お客様の利便性向上の観点から、QRコード決済も可能となるキャッシュレス端末を入れ替え、機能の向上と支払手数料の軽減を図っている。

<付帯事業>

広告事業については、前期における4月と5月の広告料の一部減免といったことがなく、収入は順調となっている。

個人待合室ロイヤルスカイも、当期は休業がなかったことに加え、航空旅客数が前期を大幅に上回ったことや同伴者1名無料キャンペーン（令和2年11月11日から令和3年12月28日まで1,135人利用）の効果などもあり、使用料が大幅に増えている。

旧レストラン「そら」跡地への個人待合室ロイヤルスカイの移転新設については、設計・施工監理業務委託契約を締結し、基本・実施設計を行っている。

<その他事業>

空港の集客力を向上させ、直営売店等の売上拡大につながる取組みとして、にかほ市と連携した池田修三氏の作品や、横手市による秋田空港出張まんが美術館の企画展示のほか、秋田の著名な造形作家等による「おしゃれな秋田犬」と美術作品の展示などを実施している。

また、新型コロナウイルスの影響下において、安定的な経営を維持していくため、引き続き国の雇用調整助成金の活用に努めた。

<経営概況>

収支状況では、売上高は846,708千円（前期比14.8%増）と前期を上回った。

不動産事業収入は、レストラン等テナントの電気料など管理費収入の減により494,333千円（前期比2.0%減）となったものの、直営事業収入は、直営売店の客単価及び立寄り率のアップなどにより296,810千円（前期比57.2%増）、付帯事業収入は、個人待合室の利用客の増加などにより55,564千円（前期比23.9%増）と大きく伸びている。

売上原価は、直営売店の売上増に伴い212,446千円（前期比55.2%増）と大幅に増加し、売上総利益は、634,262千円（前期比5.5%増）となっている。

一方、販売費及び一般管理費は、前期に更新した搭乗待合室内のロビーチェアの備品費などが減ったものの、水道光熱費（15.3%増）、ビル管理経費（8.8%増）等の維持管理費が増加したことから、全体として564,013千円（前期比1.2%増）となった。

その結果、営業利益は、中期経営計画(X)の1年目に掲げる73百万円の目標には僅かに及ばなかったものの、70,249千円（前期比61.2%増、26,665千円増）と前期よりは大幅に増加している。

経常利益は、雑収入として雇用調整助成金等を21,537千円計上したことなどに

より 97,202 千円(前期比 2.8%減) となり、当期純利益は、法人税等調整額(法人税の課税所得と会社の会計上の利益との差額を適切に期間配分するもの)の加算があったことなどから、128,667 千円(前期比 130.3%増) となっている。

(2) 設備投資等の状況

当期において取得した設備投資の総額は、73,760 千円であり、主な工事は次のとおりである。なお、当該設備投資の資金調達については、自己資金により賄った。

(単位：千円)

実 施 名	金 額
国内線ビル3階資料展示室等リニューアル工事	20,725
国内線ビル(国際線ビル含む)中央監視装置更新工事	18,711
国内線ビル冷温水二次ポンプ更新工事	6,100
国内線ビル送迎デッキ内通路屋根張替及び鉄骨塗装工事	5,348

(3) 対処すべき課題

航空旅客数は、令和元年度の 32.1%に止まっており、従来水準に戻るにはあと数年はかかるものと想定される中で、各種資材や燃料費の高騰など新たな取組みを迫られるなど、当社を取り巻く経営環境は、引き続き厳しい状況が続くと見込まれる。

中期経営計画(X)1年目の令和3年度は、期間中における直営売店の目標である立寄り率 50%及び購入単価 2,500 円については、1年目でクリアしたものの、もう一つの目標である「更なる経営体質の強化」(不動産収入+付帯事業収入=販売費・一般管理費)に関しては、目標に及ばなかったことから、個人待合室の移転新設による取組みなどにより、達成に向けて取り組んでいく必要がある。

こうした中、新たな課題として、各種資材や電気代が高騰しており、営業利益への影響が懸念され、特に電気代は、令和3年度下期は2年度のそれを8百万円以上高くなっている。

こうした状況に適切に対応していくとともに、脱炭素化への取組みにも資する「放射冷却素材」や「太陽光発電」の事業化を推進していく必要がある。

このような取組みを強化しながら、経営体質の更なる強化を図っていくため、業務の効率的な執行はもとより、「稼ぐ力の強化」を一層推進するとともに、「空港に足を運んでいただく」工夫を凝らしながら、お客様が快適に過ごせる空間づくりにも力を入れていく必要がある。

(4) 財産及び損益の状況

直前3事業年度の財産及び損益の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	41 期 (H30. 4～H31. 3)	42 期 (H31. 4～R2. 3)	43 期 (R2. 4～R3. 3)	44 期 (当期) (R3. 4～R4. 3)
売 上 高	1, 395, 010	1, 282, 288	737, 794	846, 708
営 業 利 益	150, 170	209, 542	43, 583	70, 249
経 常 利 益	158, 543	217, 422	99, 994	97, 202
当期純損益	93, 117	152, 878	55, 866	128, 667
1 株 当 たり 当期純損益	1, 241 円 56 銭	2, 038 円 37 銭	744 円 88 銭	1, 715 円 56 銭
総 資 産	3, 458, 981	3, 568, 528	3, 484, 891	3, 667, 723
純 資 産	2, 987, 333	3, 140, 212	3, 196, 078	3, 324, 746
1 株 当 たり 純 資 産	39, 831 円 11 銭	41, 869 円 49 銭	42, 614 円 38 銭	44, 329 円 95 銭

(5) 主要な事業内容

当社の主な事業は、以下のとおりである。

- ①空港ターミナルビル（旅客ビル及び貨物ビル）の賃貸及び管理運営
- ②航空旅客、航空事業者及び航空貨物事業者に対する役務の提供
- ③広告宣伝及び広告代理業
- ④観光土産品その他の物品販売

(6) 事業所の所在地

本 社 秋田市雄和椿川字山籠 49 番地

(7) 従業員の状況

(令和4年3月31日現在)

従業員数	前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
10 名	0 名	42.1 歳	14 年 0 ケ月

(注) 役員及び契約社員並びにパート社員は除く。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 300,000 株

(2) 発行済株式の総数 75,000 株

(3) 株主数 19 名

(4) 大株主

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
秋 田 県	25,000 株	33.3%
秋 田 市	8,000 株	10.6%
ANAホールディングス株式会社	7,800 株	10.4%
日本航空株式会社	7,500 株	10.0%
株式会社日本政策投資銀行	7,000 株	9.3%
株式会社秋田銀行	3,600 株	4.8%
株式会社北都銀行	3,600 株	4.8%
株式会社秋田魁新報社	1,500 株	2.0%
羽後交通株式会社	1,500 株	2.0%
秋田中央交通株式会社	1,500 株	2.0%
日本通運株式会社	1,500 株	2.0%
東北電力株式会社	1,500 株	2.0%

(5) その他重要な事項

当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を必要とする。

3. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の氏名等

(令和4年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当又は主な職業並びに兼務の状況
代表取締役社長	前 川 浩	
専 務 取 締 役	舩 屋 修 美	
取 締 役	結 城 研	事業部長
同	嘉 藤 正 和	秋田県 観光文化スポーツ部長
同	山 中 謙 治	日本航空株式会社 秋田支店長
同	保 坂 英 明	株式会社秋田銀行 執行役員本店・八橋エリア統括本店営業部長
同	保 坂 幸 悦	株式会社北都銀行 執行役員本店営業部長
同	佐 川 博 之	株式会社秋田魁新報社 代表取締役社長
同	渡 邊 綱 平	秋田中央交通株式会社 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	環 貫 仁	
監 査 役	渡 辺 秀 幸	株式会社日本政策投資銀行 東北支店次長
同	齋 藤 善 一	羽後交通株式会社 代表取締役社長

(注)

1. 会社法第2条第15号に定める社外取締役

嘉藤 正和氏、山中 謙治氏、保坂 英明氏、保坂 幸悦氏、佐川 博之氏、
渡邊 綱平氏

2. 会社法第2条第16号に定める社外監査役

環貫 仁氏、渡辺 秀幸氏、齋藤 善一氏

3. 当該事業年度中の取締役及び監査役の異動

＜就任取締役＞ 舩屋 修美氏、結城 研氏、保坂 英明氏、保坂 幸悦氏は、令和3年6月25日開催の第43期定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任した。また、舩屋 修美氏は、同日開催の第229回取締役会において、専務取締役に選任され就任した。

＜退任取締役＞ 専務取締役 牧野 一彦氏、取締役 坂口 雅市氏、金沢 達夫氏、佐藤 純悦氏は、令和3年6月25日開催の第43期定時株主総会終結をもって退任した。

また、取締役 石井 周悦氏は、令和 4 年 1 月 31 日付で、取締役 嘉藤 正和氏は、令和 4 年 3 月 31 日付で辞任した。

＜就任監査役＞ 渡辺 秀幸氏は、令和 3 年 6 月 25 日開催の第 43 期定時株主総会において、新たに監査役に選任され就任した。

＜退任監査役＞ 監査役 千葉 幸治氏は、令和 3 年 6 月 25 日開催の第 43 期定時株主総会終結をもって退任した。

4. 会計監査人の状況

会計監査人の名称 公認会計士 菅 希 代 美

5. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び取締役会は、法令や社会的な倫理・規範を守って行動するという法令遵守（以下「コンプライアンス」という。）を経営の重要課題の一つとして認識し、取締役及び使用人の責任の明確化、権限行使の適正化を図るとともに、違反・不正行為の未然防止・再発防止を徹底する。そのためのコンプライアンス教育及び研修を実施し、取締役及び使用人におけるコンプライアンスに対する意識の徹底を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、決議（決裁）書及び社内申請書等取締役の職務の執行に係る文書その他の情報の取扱いについては、法令及び文書取扱規程に従い、適正な保存・管理を行う。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

①リスク管理を統括する部門は、総務管理部とし、リスク管理方針及びガイドラインに基づき適切なリスク管理体制の構築及び運用を図る。

②各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する総務管理部へ定期的にリスク管理の状況を報告し、リスクの未然防止・再発防止を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、四半期毎の取締役会のほか、適宜取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役の職務を補佐する使用人を監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、合理的な範囲で配置する。

②監査役の職務を補佐する使用人の人事異動、懲戒処分は監査役の意見を尊重した上で行う。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役会に報告する。

(7) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、社内の重要な会議に出席するほか必要に応じて取締役及び使用人に対して説明を求めるとともに、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

貸 借 対 照 表

(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,251,541,098	流 動 負 債	162,389,519
現金・普通預金	560,314,960	買 掛 金	22,220,418
定期預金	620,000,000	未 払 金	36,868,001
売 掛 金	17,272,148	未 払 消 費 税	19,438,700
未 収 入 金	17,715,443	未 払 法 人 税 等	19,259,900
商 品	17,596,846	預 り 金	1,966,246
貯 蔵 品	3,729,875	前 受 収 益	46,802,841
前 払 費 用	949,826	賞 与 引 当 金	5,254,741
預 け 金	14,000,000	リ ー ス 債 務	10,578,672
そ の 他	6,000	固 定 負 債	180,587,551
貸 倒 引 当 金	△ 44,000	退 職 給 付 引 当 金	53,912,767
固 定 資 産	2,416,182,313	預 り 保 証 金	12,954,060
有形固定資産	1,625,126,873	リ ー ス 債 務	113,720,724
建 物	1,410,677,743		
構 築 物	40,967,393	負 債 合 計	342,977,070
機 械 装 置	5,051,815		
車 両 運 搬 具	1	(純 資 産 の 部)	
器 具 備 品	43,305,525	株 主 資 本	3,324,746,341
建 設 仮 勘 定	825,000	資 本 金	750,000,000
リ ー ス 資 産	124,299,396	利 益 剰 余 金	2,574,746,341
無 形 固 定 資 産	4,326,440	利 益 準 備 金	62,500,000
著 作 権	100,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,512,246,341
ソ フ ト ウ ェ ア	3,587,141	施 設 整 備 積 立 金	1,009,490,000
電 話 加 入 権	639,299	別 途 積 立 金	910,000,000
投資その他の資産	786,729,000	繰 越 利 益 剰 余 金	592,756,341
長 期 性 預 金	700,000,000		
繰 延 税 金 資 産	86,729,000	純 資 産 合 計	3,324,746,341
資 産 合 計	3,667,723,411	負 債 純 資 産 合 計	3,667,723,411

損 益 計 算 書

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月 31日

(単位:円)

科 目	金 額	
売 上 高		846,708,623
不動産事業収入	494,333,766	
直営事業収入	296,810,714	
付帯事業収入	55,564,143	
売 上 原 価		212,446,345
売 上 総 利 益		634,262,278
販売費及び一般管理費		564,013,252
営 業 利 益		70,249,026
営 業 外 収 益		26,953,667
受 取 利 息	68,639	
役員退職引当金戻入益	5,347,400	
雑 収 入	21,537,628	
経 常 利 益		97,202,693
特 別 利 益		9,369,000
補助金収入	8,156,000	
固定資産受贈益	1,213,000	
特 別 損 失		7,271,231
固定資産除却損	1,193,440	
固定資産圧縮損	4,126,657	
固定資産撤去費	1,951,134	
税引前当期純利益		99,300,462
法人税、住民税及び事業税	25,655,809	
法人税等調整額	△ 55,023,000	△ 29,367,191
当 期 純 利 益		128,667,653

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月 31日

(単位：円)

	株 主 資 本							純 資 産 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金					株主資本合計	
		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計		
			施設整備積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	750,000,000	62,500,000	959,490,000	910,000,000	514,088,688	2,446,078,688	3,196,078,688	3,196,078,688
当 期 変 動 額								
施設整備積立金の積立			50,000,000		△ 50,000,000	-	-	-
当 期 純 利 益					128,667,653	128,667,653	128,667,653	128,667,653
当 期 変 動 額 合 計	-	-	50,000,000	-	78,667,653	128,667,653	128,667,653	128,667,653
当 期 末 残 高	750,000,000	62,500,000	1,009,490,000	910,000,000	592,756,341	2,574,746,341	3,324,746,341	3,324,746,341

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品・・・先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法 ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。平成 28 年 4 月 1 日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

②無形固定資産

定額法 ソフトウェアについては社内利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額（100%）を計上しております。また、役員退職慰労金の将来の支出に備えるため、内規（役員退職慰労金支給規程）に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。

なお、当期末における役員退職慰労金の期末要支給額は、9,196 千円であります。

(4) 収益および費用の計上基準

賃貸に関する収益については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号 2007 年 3 月 30 日）等を適用し、不動産賃貸契約書等に基づき、その貸付期間に対応する金額で収益を認識しています。また、顧客との契約から生じる収益については、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

この結果、当事業年度の損益および利益剰余金の当事業年度の期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

この結果、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

2. 会計上の見積に関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 86,729 千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、期末の一時差異等のうち将来の課税所得の見積額に基づいて、一時差異等のスケジューリングの結果、見積られた繰延税金資産は回収可能性があるものと判断し、計上しております。

繰延税金資産の回収可能性については、計算書類作成時における入手可能な情報に基づいて、每期慎重に見直しを行っておりますが、市場の動向や経済情勢の変化等に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、将来の課税所得の見積額が変動した場合、翌会計年度において繰延税金資産の取崩し又は追加の計上が発生する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,493,711 千円

上記金額には減損損失累計額 364,577 千円が含まれております。

(2) 有形固定資産の圧縮記帳累計額 178,442 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式の数 75,000 株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

①未払事業税 1,471 千円

②貸倒引当金 13 千円

③賞与引当金損金算入限度超過額 1,597 千円

④退職給付引当金損金算入限度超過額 16,389 千円

⑤未払事業所税 641 千円

⑥一括償却資産 1,892 千円

⑦減損損失 68,496 千円

繰延税金資産 小計 90,502 千円

評価性引当額 2,795 千円

繰延税金資産 合計 87,706 千円

繰延税金負債

①雇用調整助成金 976 千円

繰延税金負債 合計 976 千円

繰延税金資産の純額 86,729 千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性を考慮して定期性預金で運用しております。また、売掛金及び未収入金に係る顧客の信用リスクは、社内ルールに沿ってリスク低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
① 現金預金	1,180,314	1,180,314	—
② 売掛金及び未収入金	34,987	34,987	—
③ 預け金	14,000	14,000	—
④ 長期性預金	700,000	700,000	—
⑤ 買掛金及び未払金	(59,088)	(59,088)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①現金預金、②売掛金及び未収入金並びに③預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル3の時価に分類しております。

④長期性預金

長期性預金の時価について、元利金の合計額を同様に新規預入した場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

⑤買掛金及び未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル3の時価に分類しております。

(注2) 金融商品の時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
① 預り保証金	12,954

預り保証金については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができないものであります。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

令和4年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、170,045千円（賃貸収益は不動産事業収入に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）であります。

(2) 賃貸不動産の時価等に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当該増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額				当期末の時価
	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	
賃貸不動産として 使用される部分を 含む不動産	1,337,788	46,628	87,052	1,297,364	1,166,289

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期増減額のうち、増加額は建物（9,654千円）と付属設備（36,973千円）であり、減少額は減価償却費（85,859千円）などであります。

(注3) 当期末の時価は、令和3年度固定資産税評価額であります。

(注4) 全体の床面積のうち、賃貸面積は7,040.25㎡（賃貸割合45.12%）であります。

8. 資産除去債務に関する注記

当社は、本社屋の土地を秋田県より賃借しているため、契約解除時には原状回復義務を負っており、原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点では本社屋を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住 所	資 本 金	議決権等の 被所有割合	事 業 内 容	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員等の 兼任等	事業上の 関 係				
主要 株主	秋田県	秋田市 山王	—	33.3%	—	取締役 1名	土地賃借 (注1)	家賃地代	3,674	—	—
							貸室賃貸等 (注2)	売上高	37,721	未収入金	3,510
							保安業務等 に係る補助 等(注3)	補助金	8,156	未収入金	500
	日本航空株式会社	東京都 品川区 東品川	273,200,000	10.0%	定期航空 運送事業	取締役 1名	貸室等賃貸 (注4)	売上高	154,454	未収入金	395
										前受収益	14,964

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住 所	資 本 金	議決権等の 被所有割合	事 業 内 容	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員等の 兼任等	事業上の 関 係				
主要 株主 (法 人) が議 決権 の過 半数 を所 有し てい る会 社 (当 該会 社の 子会 社を 含 む)	全日本空輸 株式会社	東京都 港区 東新橋	25,000,000	—	定期航空 運送事業	取締役 1名	貸室賃貸等 (注5)	売 上 高	235,164	未収入金	776
										前受収益	22,467
	全日空モーター サービス株式会社	東京都 大田区 羽田空港	60,000	—	空港設備 の 整 備 事 業 等	無	機器の保守 点検(注6)	ビル管理 維持費	2,000	—	—
	ANA FESTA 株式会社	東京都 大田区 羽田空港	50,000	—	空港売店 の運営等	無	貸室賃貸等 (注7)	売 上 高	1,834	未収入金	143

上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 秋田県空港管理条例等に定められている土地使用単価に基づいて算出された額となっております。

(注2) 価格その他の取引条件は、ビルの取得原価及び維持費等を勘案した当社の見積額を提示し、交渉の上、決定しております。

(注3) 補助事業の内訳は、空港保安対策事業(500千円)、空港施設感染防止対策支援事業(6,156千円)、県産品ネット販売拡大支援事業(1,500千円)に対する補助金であります。

- (注 4) 価格その他の取引条件は、ビルの取得原価及び維持費等を勘案した当社の見積額を提示し、交渉の上、決定しております。
- (注 5) 価格その他の取引条件は、ビルの取得原価及び維持費等を勘案した当社の見積額を提示し、交渉の上、決定しております。
- (注 6) 特殊機器のため、保守点検できる会社が限定されており、価格その他の取引条件は、全日空モーターサービス株式会社から提示された価格と市場価格を勘案し、交渉の上、決定しております。
- (注 7) 価格その他の取引条件は、ビルの取得原価及び維持費等を勘案した当社の見積額を提示し、交渉の上、決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産	44,329 円 95 銭
(2) 1株当たり当期純利益	1,715 円 56 銭

独立監査人の監査報告書

令和 4 年 5 月 6 日

秋田空港ターミナルビル株式会社
取締役会 御中

菅公認会計士事務所
公認会計士 菅 希 代 美 ㊞

監査意見

私は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、秋田空港ターミナルビル株式会社の令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの第 44 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、次の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 公認会計士 菅 希代美氏の監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和4年5月17日

秋田空港ターミナルビル株式会社 監査役会

常勤監査役 環 貫 仁 ㊞

監 査 役 齋 藤 善 一 ㊞

監 査 役 渡 辺 秀 幸 ㊞

(注) 監査役は、全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

< 株主総会報告事項 >

(1) 中期経営計画（令和３年度～令和５年度）の策定について

(1) 令和３年度～令和５年度中期経営計画について

(2) 第４３期事業報告及び計算書類の報告について

(1) 事業報告 (別 添「第４３期報告書」 １頁～８頁参照)

(2) 計算書類

①貸借対照表 (別 添「第４３期報告書」 ９頁・１２～１８頁参照)

②損益計算書 (別 添「第４３期報告書」 １０頁・１２～１８頁参照)

③株主資本等変動計算書 (別 添「第４３期報告書」 １１頁・１２～１８頁参照)

(3) 監査報告書

①会計監査人監査報告書 (別 添「第４３期報告書」 １９～２０頁参照)

②監査役会監査報告書 (別 添「第４３期報告書」 ２１頁参照)

(4) 令和２年度航空旅客数実績

< 株主総会決議事項 >

(1) 剰余金処分の件

次のとおり、処分したいと存じます。

(1) 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、経営基盤の強化とターミナルビルの建替えに必要な内部留保等を総合的に勘案いたしまして、無配としたいと存じます。

(2) その他剰余金の処分に関する事項

①増加する剰余金の項目とその額

施設整備積立金 50,000,000 円

②減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 50,000,000 円